**電気工事業登録証返納**に必要な書類

◎提出する前に、必要な書類等が揃っているか確認をお願い致します。

チェック欄



|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | **登録証返納届** |  |
| ２ | **有効期限が過ぎた登録電気工事業者登録証　（原本）**  ※登録が効力を失ったときは、その日から３０日以内に返納の義務があります。 |  |

**〈提出先〉**

１．長崎県電気工事業工業組合

〒８５２－８０１６ 長崎市宝栄町２３番２３号 　　℡ ０９５－８６２－１９７５

２．長崎県電気工事業工業組合 佐世保支部

〒８５７－０８５４ 佐世保市福石町１１番２１号 　℡ ０９５６－３１－７３０４

**〈提出方法〉**

持参又は郵送。ただし郵送の場合は必ず**「簡易書留」**で送付してください。

|  |
| --- |
| 登　録　証　返　納　届 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年 月 日

長崎県知事 様

〒 －

※住所・氏名又は名称は登記事項証明書又は住民票の記載どおり正確に記入してください。

登記事項証明書又は住民票の住　　　 所

　　 氏名又は名称

　　 法人にあっては

　　 代表者の氏名

連　絡　先（電話番号）　　　　　（　　　　　　　）

電気工事業の業務の適正化に関する法律第１５条の規定により、登録証を返納します。

１．登録の年月日及び登録番号

**年　　月　　日　　長崎県知事登録　第　　　 　　号**

２．返納の理由

|  |
| --- |
|  |

（備考） 　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。